

業庫第52号（例）  
2024年9月26日

委託国庫送金事務取扱金融機関  
国庫金当座振込事務取扱金融機関 御中

日本銀行業務局

「全銀システムにより受信した振込明細データ等による振込事務取扱要領」の一部改正に関する件

日本銀行における国庫金の振込および送金事務にかかるシステムの更改による送金資金の入金区分の変更および関係書式の仕様変更等に伴い、標題規程（平成23年10月28日付業庫第89号別紙1）の一部を別紙のとおり改正し、2024年10月15日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正は、「日本銀行のシステム更改に伴う国庫金の振込および送金事務に関する変更点について」（2024年9月4日付業庫第45号）に関する規程改正となります。改正の概要や留意事項については、上述の通知をご参照ください。

以 上

「全銀システムにより受信した振込明細データ等による  
振込事務取扱要領」中一部改正

○ 目次中、IV. 2. を横線のとおり改める。

2. 被災発生日において無効電文照合リスト (追加分) の送付を受けた場合の取扱い

- (1) }  
(2) } 略 (不変)  
(3) }

○ II. 1. (1) ロ、を横線のとおり改める。

ロ、振込不能の報告を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、イ、の規定により振込明細データを受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込不能の報告を行うときは、全銀システムのコアタイムシステムのテレ為替により振込返却明細データを送信する<sup>(注1)</sup><sup>(注2)</sup>。この場合、振込返却明細データは、振込依頼日(振込明細データの依頼人欄に記録されている振込依頼日)から起算して7営業日目までの間に送信し(各送信日のコアタイムの一般電文終了時刻までに送信する)<sup>(注2-3)</sup><sup>(注3-4)</sup>、データフォーマットは「通信種目：歳出金集中払振込返却明細、通信種目コード：8510」を使用する。

(注1) 入金済の振込明細データについて、誤って振込返却明細データを送信することがないようにすること。~~万一、誤って振込返却明細データを送信したことが判明した場合には、直ちに日本銀行本店(業務局国庫送金業務グループ)に連絡し、その指示に従う。~~

(注2) 万一、誤って振込返却明細データを送信したことが判明した場合には、直ちに日本銀行本店(業務局国庫送金業務グループ)に連絡し、その指示に従い振込返

却明細データ取消依頼書を送付する。

(注~~2~~3) 略 (不変)

(注~~3~~4) 略 (不変)

○ II. 1. (2) ロ、を横線のとおり改める。

ロ、振込不能の報告を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、イ、の規定により振込明細データを受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込不能の報告を行うときは、全銀システムの新ファイル転送により振込返却明細データを送信する<sup>(注1)(注2)</sup>。この場合、振込返却明細データは、振込指定日（振込明細データの「振込指定日」の項目に記録されている日付。ハ、において同じ。）から起算して7営業日目までの間に送信し（各送信日において、国庫金当座振込事務取扱金融機関の送信処理が午後2時30分頃に完了するように送信する。）、<sup>(注23)(注34)(注45)</sup>、データフォーマットは「データの種別：国税還付金振込返却明細、データコード：5110」を使用する。

(注1) 入金済の振込明細データについて、誤って振込不能の報告にかかる振込返却明細データ（入金処理結果コードの項目に「0（入金済）」以外を記録したもの）を送信することがないようにすること。~~万一、誤って振込返却明細データを送信したことが判明した場合には、直ちに日本銀行本店（業務局国庫送金業務グループ）に連絡し、その指示に従う。~~

(注2) 万一、誤って振込返却明細データを送信したことが判明した場合には、直ちに日本銀行本店（業務局国庫送金業務グループ）に連絡し、その指示に従い振込返却明細データ取消依頼書を送付する。

(注~~2~~3) }  
(注~~3~~4) } 略 (不変)  
(注~~4~~5) }

○ Ⅱ. 1. (3) イ、(ハ) を横線のとおり改める。

(ハ) 振込不能の報告を行う場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関は、(イ)の規定により振込明細データを受信した場合において、当該振込明細データにかかる振込不能の報告を行うときは、全銀システムの新ファイル転送により振込返却明細データを送信する<sup>(注1)(注2)</sup>。この場合、振込返却明細データは、振込指定日以降、同日から起算して7営業日目までの間に送信し(各送信日において、国庫金当座振込事務取扱金融機関の送信処理が午後2時30分頃に完了するように送信する。)<sup>(注23)(注34)(注45)</sup>、データフォーマットは「データの種別：年金振込等返却明細、データコード：5120」を使用する。

(注1) 入金済の振込明細データについて、誤って振込不能の報告にかかる振込返却明細データ(入金処理結果コードの項目に「0(入金済)」以外を記録したもの)を送信することがないようにすること。万一、誤って振込返却明細データを送信したことが判明した場合には、直ちに日本銀行本店(業務局国庫送金業務グループ)に連絡し、その指示に従う。

(注2) 万一、誤って振込返却明細データを送信したことが判明した場合には、直ちに日本銀行本店(業務局国庫送金業務グループ)に連絡し、その指示に従い振込返却明細データ取消依頼書を送付する。

(注23) }  
(注34) } 略(不変)  
(注45) }

○ Ⅱ. 2. (1) 中「7回」を「9回」に改める。

○ IV. 1. (1) イ、(イ) を横線のとおり改める。

(イ) 被災発生日における取扱い

~~a. 日本銀行本店は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により送信した振込明細データのうち全銀センターにおいて送受信済の確認を行うことができないものがあるときは、その振込要項を記載した書面（無効電文照合リスト）を作成し、全銀システムのコアタイムの一般電文終了時刻前までに、その振込明細データを全銀システムに再送信する。ただし、一般電文終了時刻経過後、依頼先金融機関において全銀システムのテレ為替により未受信の振込明細データがあるときは、その振込要項を記載した書面（無効電文照合リスト（追加分）（参考書式第4号））を、当該依頼先金融機関の取扱店に送付する。~~

~~b. 日本銀行本店は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により送信した振込明細データについては、全銀センターにおいて送受信済の確認を行うことができないものを含め、その全ての合計金額を送金資金として依頼先金融機関の取扱店の当座勘定に入金する。~~

○ IV. 1. (1) イ、(ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 被災発生日またはその翌営業日における取扱い

日本銀行本店は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により送信した振込明細データについては、全銀センターにおいて受信済の確認を行うことができた振込明細データ<sup>(注)</sup>の合計金額を送金資金として依頼先金融機関の取扱店の当座勘定に入金する。

(注) 依頼先金融機関において全銀システムのテレ為替により未受信の振込明細デー

タを含む。

(ハ) 日本銀行本店は、国庫金当座振込事務取扱金融機関から、当該国庫金当座振込事務取扱金融機関が全銀システムのテレ為替により未受信の振込明細データ（無効電文照合リスト (追加分) により振込要項の通知を受けたものを除く。）について発信番号の通知により照会を受けた場合には、被災発生日に全銀システムのテレ為替により送信した振込明細データのうち当該発信番号にかかるものの振込要項を記載した書面（振込明細リスト）を作成し、その取扱店に送付する<sup>(注)</sup>。

(注) 振込要項を記載した書面（振込明細リスト）の作成および取扱店への送付は被災発生日当日に限る。

○ IV. 1. (1) ロ、(イ) を横線のとおり改める。

(イ) 被災発生日における取扱い

a. 国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、日本銀行本店から無効電文照合リスト (追加分) の送付を受けた場合において、同リストに全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信の振込要項が記載されているときは、被仕向店にその振込要項を通知する。

b. 国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、被災発生日に全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データの合計金額（無効電文照合リスト (追加分) の送付を受けたときは、これに記載の振込要項のうち全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のもの合計金額を加えた額とする。）が当座勘定への入金金額に対して不足している場合には、全銀システムのテレ為替により未受信の振込明細データ（無効電文照合リスト (追加分) により振込要項の通知を受けたものを

除く。)の発信番号を特定し、日本銀行本店に照会する。

c. 国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、日本銀行本店から振込  
明細リストの送付を受けた場合には、被仕向店に振込要項を通知する。

○ IV. 1. (1) ロ、(ロ) を次のとおり改める (全面改正)。

(ロ) 被災発生日の翌営業日以降における取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、(イ) b. に規定する照会を被災発生日の翌営業日以降に行う場合には、日本銀行本店に連絡し、その指示に従う。

○ IV. 2. を横線のとおり改める。

2. 被災発生日において無効電文照合リスト (追加分)<sup>(注)</sup> の送付を受けた場合  
の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、被災発生日に日本銀行本店から無効電文照合リスト~~(参考書式第4号)~~ (追加分) の送付を受けた場合~~(注)~~において、同リストに全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信の振込要項が記載されているときは、次の取扱いをする。

(注) 無効電文照合リスト (追加分) は、原則として全銀システムのコアタイムの一般電文終了時刻前~~経過後~~に作成され、送付を受ける。ただし、~~障害発生~~の状況等により、~~全銀システムのコアタイムの一般電文終了時刻後に作成され、送付を受ける場合がある~~ (この場合、無効電文照合リストは、名称の右横に「(追加分)」と記載される。)

(1) 振込案内

自行所定の方法により無効電文照合リスト (追加分) に記載の振込要項

(全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものに限る。)  
を被仕向店に通知する<sup>(注1)(注2)</sup>。

(注1) 略(不変)

(注2) 無効電文照合リスト(追加分)に記載の振込要項について振込不能の報告または振込要項の補正依頼を行う場合の取扱いは、Ⅱ. 1. (1) ロ、またはハ、のとおりとする。

## (2) 被災発生日における資金照合の取扱い

被災発生日においてⅡ. 2. (1)の規定により全銀システムのテレ為替で送信を受ける振込明細データにかかる資金照合を行う際には、全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データおよび無効電文照合リスト(追加分)に記載の振込要項(全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものに限る。)の合計金額と当座勘定への入金金額が一致していることを確認する。

## (3) 受取人別振込明細表の作成

無効電文照合リスト(追加分)に記載の振込要項(全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものに限る。)を基に、Ⅱ. 3. に規定する受取人別振込明細表を作成する<sup>(注)</sup>。

(注) 無効電文照合リスト(追加分)を受取人別振込明細表に代用することとしてもよい。

## ○ Ⅳ. 3. (1) を横線のとおり改める。

### (1) 発信番号の通知

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、被災発生日にⅡ. 2. (1)の規定による資金照合を行った場合(2. (2)の取扱いを行ったときを含む。)において、全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データの

合計金額（無効電文照合リスト (追加分) の送付を受けたときは、これに記載の振込要項のうち全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものの合計金額を加えた額とする。）が当座勘定への入金金額に対して不足しているときは、被災発生日に全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データの発信番号および無効電文照合リスト (追加分) に記載の発信番号を基に、全銀システムのテレ為替により未受信の振込明細データ（無効電文照合リスト (追加分) により振込要項の通知を受けているものを除く。）の発信番号を特定のうへ、被災発生日の翌営業日まで当日中に日本銀行本店に通知照会する<sup>(注1)(注2)</sup>。この場合、特定した発信番号を記載した適宜の書面により通知照会することとする。

（注1）無効電文照合リスト (追加分) の送付を受けていないときは、日本銀行本店に照会のうへ、発信番号を特定する。

（注2）被災発生日の翌営業日以降に照会する場合は、日本銀行本店の指示に従う。

○ IV. 3. (2) を横線のとおり改める。

(2) 振込明細リストの送付を受けた場合の取扱い

国庫金当座振込事務取扱金融機関の取扱店は、(1)の規定により発信番号を通知照会した場合において、日本銀行本店から振込明細リスト（参考書式第5号）の送付を受けたときは、次の取扱いをする。

イ、略（不変）

ロ、被災発生日にテレ為替により受信した振込明細データ等の合計金額と被災発生日における当座勘定への入金金額の照合

被災発生日に全銀システムのテレ為替により受信した振込明細データ、被災発生日に送付を受けた無効電文照合リスト (追加分) に記載の振込要項

(全銀システムのテレ為替により振込明細データを未受信のものに限る。)  
および振込明細リストに記載の振込要項の合計金額が、被災発生日における  
当座勘定への入金金額と一致していることを確認する。

ハ、略(不変)

○ 参考書式第1号(1)を次のとおり改める(全面改正)。

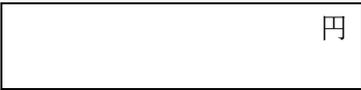
参考書式第1号(1)(年金給付金(定例支給分)用)

国庫送金依頼書		
振込明細送付日：		
(日付)		
<input type="text"/>	<input type="text"/>	円
件		
(振込分)		
上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたから、さきに送付済みの 振込明細のとおり振込をお願いします。		
御中		
日本銀行		

備考 右上部余白に「(厚生年金等)」または「(労災年金)」と記載される。  
右上部枠内に連続番号が記載される。

○ 参考書式第1号(2)を次のとおり改める(全面改正)。

参考書式第1号(2)(歳出金、歳入歳出外現金および国税還付金用)

国庫送金依頼書		
		(日付)
 件	 円	
(振込分)		
上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり 送金または振込をお願いします。		
御中		日本銀行

備考 1. 右上部余白に「(歳出・通常)」、「(歳出・緊急)」、「(歳出・優先)」、「(歳外・通常)」、「(歳外・優先)」、「(再振)」または「(国税還付金)」と記載される。

2. 右上部枠内に連続番号が記載される。

○ 参考書式第1号(3)を次のとおり改める(全面改正)。

参考書式第1号(3)(年金給付金(厚生年金等の訂正再振込分)用)

国庫送金依頼書		(厚生年金等)	(再振)	<input type="text"/>
		(日付)		
<input type="text"/>	件	<input type="text"/>	円	
(振込分)				
上記の金額を貴店当座口へ振り込みましたから、別紙内訳のとおり振込をお願いします。				
御中				
日本銀行				

備考 右上部枠内に連続番号が記載される。

○ 参考書式第2号を次のとおり改める（全面改正）。

参考書式第2号

国庫金振込明細票		振B	
年 月 日		取扱庁名	
振込先 金融 機関名		資金の種 別区分	
預貯金 種 別			
預貯金 口座番号		受取人氏名	
番 号			
金 額	円		
（注意事項）振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい。			

備 考 右上部枠内に連続番号が記載される。

○ 参考書式第3号を次のとおり改める（全面改正）。

参考書式第3号

国庫金振込明細票 (国税還付金)				
年度 国税収納金整理資金				(受取人)  氏名又は名称
振込先金融機関名 (店舗名を含む)		番号		
預貯金種別		預貯金口座番号		
発行年月日	年月日	取扱庁名	国税庁	
金額				
取扱税務署名				
(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい。				

備考 右上部枠内に連続番号が記載される。

○ 参考書式第4号(1)を次のとおり改める(全面改正)。

参考書式第4号(1)(合計の部)

無効電文照合リスト (追加分)

取扱日付	依頼先 金融機関 コード	振込先 金融機関 コード	業務支払 区分 コード	業務支払 区分 (注)	無効電文 合計件数	無効電文 合計金額	振込依頼 件数	振込依頼 金額	送信発信番号 (自) (注)	送信発信番号 (至) (注)

(注) 業務支払区分にかかる日本銀行から送信済電文の発信番号を記載しています。

○ 参考書式第4号(2)を次のとおり改める(全面改正)。

参考書式第4号(2)(個別明細の部)

無効電文照合リスト

No	通信種目/ 付加	受信 金融機関 店舗	振込依頼金額	預金種目 口座番号	受取人	備考1	備考2	依頼人 (官署名)	振込明細 管理キー	振込依頼日	発信番号	発信 金融機関 店舗

-

備考 1 ページに最大6件の振込要項が記載される。

(参考書式第4号の記載例)

無効電文照合リスト (追加分)

取扱日付	依頼先 金融機関 コード	振込先 金融機関 コード	①		②		振込依頼 件数	振込依頼 金額	送信発信番号 (自) (注)	送信発信番号 (至) (注)
			業務支払 区分 コード	業務支払 区分 (注)	無効電文 合計件数	無効電文 合計金額				
2024.11.11	××××	△△△△	111704	歳出金・ 通常払分	2	20,000	5	50,000	1117040000000015	1117040000000019

(注) 業務支払区分にかかる日本銀行から送信済電文の発信番号を記載しています。

△△△△ - 000001

無効電文照合リスト

No	③		振込依頼金額	預金種目 口座番号	受取人	備考1	④		振込明細 管理キー	振込依頼日	発信番号	発信 金融機関 店舗
	通信種目 / 付加	受信 金融機関 店舗					備考2	依頼人 (官署 名)				
000001	8500/100	〇〇〇〇 ホテシ	10,000	19999999	ススキ 伊吹		コソカコムイ キユヨ ニ ウキフクハ ウジツハンキ ク	ウイヨウ	HH240230406011000009	20241115	1117040000000016	ニチキン ホテ シ
000002	8500/100	〇〇〇〇 ホテシ	10,000	19999999	ススキ 伊吹		コソカコムイ キユヨ ニ ウキフクハ ウジツハンキ ク	ウイヨウ	HH240230406011000010	20241115	1117040000000017	ニチキン ホテ シ

△△△△ - 000002

①業務支払区分（日本銀行本店が全銀システムのテレ為替により振込明細データを送信する際の区分をいう。）に応じて、「111701 歳出金・緊急払分」、「111702 歳出金・優先扱分」、「111703 歳出金・訂正分」、「111704 歳出金・通常払分」、「111801 歳入歳出外現金・通常払分」、「111802 歳入歳出外現金・優先扱分」、「111803 歳入歳出外現金・訂正分」と記載される。

②全銀センターにおいて受信済の確認はできるが送信済の確認ができないテレ為替の振込明細データの合計件数および合計金額が記載される。

③通信種目コードおよび付加コードが記載される（付加コードは、国家公務員給与にかかるものは「100」と、その他の国庫金にかかるものは「000」と記載される。

④国家公務員給与にかかるものについては、国家公務員給与の振込である旨が記載される。

○ 参考書式第5号(1)を次のとおり改める(全面改正)。

参考書式第5号(1)(合計の部)

振込明細リスト

取扱日付	依頼先 金融機関 コード	振込先 金融機関 コード	業務支払 区分 コード	業務支払 区分	合計件数	合計金額	振込依頼 件数	振込依頼 金額	送信発信番号 (自)	送信発信番号 (至)

○ 参考書式第5号(2)を次のとおり改める(全面改正)。

参考書式第5号(2)(個別明細の部)

振込明細リスト

No	通信種目/ 付加	受信 金融機関 店舗	振込依頼金額	預金種目 口座番号	受取人	備考1	備考2	依頼人 (官署名)	振込明細 管理キー	振込依頼日	発信番号	発信 金融機関 店舗

-

備考 1 ページに最大6件の振込要項が記載される。

(参考書式第5号の記載例)

振込明細リスト

取扱日付	依頼先 金融機関 コード	振込先 金融機関 コード	①		②		③			
			業務支払 区分 コード	業務支払 区分	合計件数	合計金額	振込依頼 件数	振込依頼 金額	送信発信番号 (自)	送信発信番号 (至)
2023. 04. 06	××××	△△△△	111802	歳入歳出外現 金・優先扱分	1	27,600				

△△△△ - 000001

①業務支払区分(日本銀行本店が全銀システムのテレ為替により振込明細データを送信する際の区分をいう。)に応じて、「111701 歳出金・緊急扱分」、「111702 歳出金・優先扱分」、「111703 歳出金・訂正分」、「111704 歳出金・通常扱分」、「111801 歳入歳出外現金・通常扱分」、「111802 歳入歳出外現金・優先扱分」、「111803 歳入歳出外現金・訂正分」と記載される。

②個別明細の部に記載されている振込要項の合計件数および合計金額が記載される。

③当該欄には記載されない。

④通信種目コードおよび付加コードが記載される(付加コードは、国家公務員給与にかかるものは「100」と、その他の国庫金にかかるものは「000」と記載される。

⑤国家公務員給与にかかるものについては、国家公務員給与の振込である旨が記載される。

振込明細リスト

No	④		振込依頼金額	預金種目 口座番号	受取人	備考1	備考2	依頼人 (官署 名)	振込明細 管理キー	振込依頼日	発信番号	発信 金融機関 店舗
	通信種目/ 付加	受信 金融機関 店舗										
000001	8500/000	〇〇〇〇 ホテン	27,600	29999999	ススキ イチロ			ジュウキイン	20230230406011000003	20230406	111704000000316	ニチキン ホテン

△△△△ - 000002

- 参考書式第6号を次のとおり改める（全面改正）。

参考書式第6号

振込明細送付書		
資金交付日		
		（日付）
件		円
別添振込明細のとおり振込の手続きをお取り運び願います。		
日 本 銀 行		
御中		

備 考 右上部余白に「(厚生年金等)」または「(労災年金)」と記載される。  
右上部枠内に連続番号が記載される。

(参考書式第6号の記載例)

「(厚生年金等)」または「(労災年金)」と記載される

振込明細送付書 (厚生年金等)	
000001	
資金交付日	05.04.14
(日付) 05.04.06	
件 90	円 14,794,590
別添振込明細のとおり振込の手続きをお取り運び願います。	
日本銀行	
△△△△ ○○銀行	
□□支店	御中

振込依頼日

振込明細送付日



るものは「(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい。」と記載される。

3. 右上部に頁番号を付す。

(参考書式第7号の記載例：年金給付金（定例支給分）の場合)

「(厚生年金等)」または「(労災年金)」と記載される

4 ページ

国庫金振込明細表  
(厚生年金等)

厚生労働省

振込依頼日 令和 05 年 11 月 11 日

(振込先金融機関コード) △△△△ (振込先店舗コード) ▲▲▲  
(振込先金融機関名) ○○銀行 (振込先店舗名) 本店

番号	年金種別コード	預貯金種別	口座番号	氏名(カナ)	金額(円)	備考
6524111100 0000381	65	普通	6400101	ｽｽﾞｷ ｲﾁｺ	164,001	
6524111100 0000382	65	普通	6400102	ｽｽﾞｷｼﾞﾛ	164,001	
~~~~~						
6524111100 0000390	65	普通	6400110	ｽｽﾞｷ ﾏﾞﾛ	164,001	

小計	10件	1,640,010円
店舗計	10件	1,640,010円
金融機関計	10件	1,640,010円

(注意事項) 振込不能となった場合には、振込依頼日以降に、振込不能報告のうえ送金資金の返れいを行って下さい。

小計欄には各ページごとの計、店舗計欄には振込先店舗ごとの計、金融機関計欄には振込先金融機関ごとの計が記載される